

「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」の概要

- 「農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議」での議論を踏まえ、事業者や事業者団体に日々留意・実行いただきたい事項を示す「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」を策定。
- 作業安全規範は、各業種共通の「**共通規範**」と業種別の「**個別規範**」から構成。

■ 共通規範

農林水産業・食品産業の各業種に共通する基本的な事項を整理

【共通規範の項目】

事業者向け

- 1 いのちを守る作業安全は全てに優先する。
- 2 作業安全の確保は経営が継続発展するための要である。
- 3 **作業安全確保のために必要な対策を講じる。**
 - (1) 人的対応力の向上
 - (2) 作業安全のためのルールや手順の順守
 - (3) 資機材、設備等の安全性の確保
 - (4) 作業環境の整備
 - (5) 事件事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用
- 4 **事故発生時に備える。**
 - (1) 労災保険への加入等、補償措置の確保
 - (2) 事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施
 - (3) 事業継続のための備え

事業者団体向け

- 1 いのちを守る作業安全は全てに優先する。
- 2 作業安全の確保は産業が成長するための要である。
- 3 **構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う。**
- 4 **構成員の事故発生時に備えた措置を講じる。**

共通規範3・4について、個別規範では具体的な取組事項を整理

■ 個別規範

農業、林業、木材産業、漁業、食品産業について業種ごとに、具体的な取組事項を整理

【個別規範の項目（農業の例 抜粋）】

事業者向け（全20数項目）

- 1 作業安全確保のために必要な対策を講じる
 - (1) 人的対応力の向上（共通規範3(1)関係）
 - ① 作業事故防止に向けた具体的な目標を設定する。
 - ② 知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。
 - ③ 作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。
 - ④ …
 - (2) 作業安全のためのルールや手順の順守（共通規範3(2)関係）
 - ① …（以下略）

事業者団体向け（全10数項目）

- 1 構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う（共通規範3関係）
 - ① 構成員の意識改革のための啓発活動を実施する。
 - ② 構成員に対し、最新の知見や優良事例等に関する様々な情報を積極的に提供する。
 - ③ …
- 2 構成員の事故発生時に備えた措置を講じる（共通規範4関係）
 - ① …（以下略）